

令和6年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和6年12月20日（金） 午後1時30分から午後2時50分まで

2 場 所

Web会議形式

3 出席者

委員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、中井委員、大瀧委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、水田委員、安立委員、岡山委員、本間委員（13名）

事務局：環境生活部 庄山次長、市原環境対策監
環境政策課 二川課長、三田副課長、大島班長、丸山主査、
小谷野副主査、二上副主査

傍聴人：5名

4 議 題

- （1）（仮称）株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- （2）福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
- （3）その他

5 結果概要

- （1）（仮称）株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （2）福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （3）その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1－1 (仮称)株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1－2 (仮称)株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1－3 市長意見の提出状況 ((仮称) 株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 1－4 答申案審議に向けた論点整理 ((仮称) 株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2－1 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2－2 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (論点整理)【新旧対照表】
- 資料 2－3 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (答申案)
- 参考 2－1 市町長意見の提出状況 (福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書)
- 参考 2－2 福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）（仮称）株式会社Ｔ＆Ｈエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料１－１、１－２、１－３及び１－４について説明。

（委員）

資料１－４、２ページの全般事項について、「利用可能な最良の技術」とあるが、千葉市からの意見では、「最善の利用可能技術」と記載されている。この部分の表現を変更した理由を確認したい。

（事務局）

過去の答申案での表現と整合を図っている。

（委員）

資料１－４、３ページの大気質のイについて、塩化水素に関する排出濃度を方法書から見直しているが、見直した排出濃度が実現可能であるのかを示してもらいたいという意図であった。資料にある「実行可能な範囲内でできる限り」とはどういった意図で記載されたかを確認したい。

（事務局）

塩化水素の排出濃度を１２２ppmから７５ppmに見直したことが記載されているが、見直しの理由が意図的な表現となっているため、実際にできる限り低減できるよう検討した結果が７５ppmであるとした具体的な根拠を示すことを求める内容としている。

(委員)

可能な限り低減できていれば、例えば110 ppmでも良いということか。

(事務局)

今回、事業者においてできる限り低減させた結果が75 ppmであれば、その内容で評価することとなる。

(委員)

準備書では、塩化水素の排出濃度を122 ppmとして予測した結果、一定の濃度を超えてしまったため、意図的に75 ppmに変更して予測したところ、範囲内に収まったというような記載がされていることに疑問がある。

そのため、方法書の段階では、この施設では色々な対策を講じた上で122 ppmとしていたにもかかわらず、準備書の段階で75 ppmとなったことについての説明が欲しい。

(委員)

実行可能な範囲でできる限り低減されているかではなく、そもそも塩化水素の排出濃度を下げた具体的な根拠を示すことが重要だということか。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて修文を検討した上、次回お示ししたい。

議題（２）福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書
について（答申案審議）

○事務局より資料２－１、２－２及び２－３について説明。

（委員）

資料２－３ 答申案前文の４段落目に、「谷津田が卓越する」という表現がある。「谷津田」とは土地の利用状況を示す表現である。事業地の周辺には耕作が放棄された湿地が多く分布しているため、ここでは「谷津」で良いのではないかと。

（事務局）

そのように修正する。

（委員）

市原市では、まだプラスチックごみの分別がされていない。プラスチックの分別収集をできる限り早く行うことについて、意見をされた方が良いと思うがどうか。プラスチックを焼却するか否かで温室効果ガスの排出係数が大きく異なるものとなる。

（事務局）

資料２－３ 答申案の「１ 事業計画（１）」に、「少子高齢化などによる将来のごみの量や質の変化、近年の脱炭素の流れなどを踏まえて十分な検討を行うとともに、準備書においてその決定理由を明らかにすること」と記載しており、プラスチックの分別についても十分な検討を行うことも含めた内容としている。

（委員）

「１ 事業計画（１）」に、プラスチックの分別についても含まれているということで承知した。

(委員)

資料２－３ 答申案前文の３段落目に、「ストーカ式の前処理として、有機物をメタン発酵する施設を整備する」とある。発酵残渣を焼却炉に入れるから、前処理と記載されていると思うが、メタン発酵施設は基本的には前処理施設でなく、独立した施設と思うがどうか。

(事務局)

方法書３５ページの処理方式に関する記載を見ると、メタン発酵施設はストーカ式の前処理として位置づけられている。その記載に基づき、答申前文を作成した。

(委員)

承知した。

(委員)

資料２－３ 答申案の「(５) 景観」の項目に「谷津田」という表現があるが、ここは答申前文の修正と同様に「谷津」とした方が良いと思うがどうか。

(事務局)

景観の項目は、永村委員から市原市景観計画を踏まえた内容としてはどうかとの御意見をいただき作成したものである。市原市景観計画では、「谷津田」と記載されていることから、ここでは「谷津田」としたい。

(委員)

「谷津田」と「谷津」の違いを厳密に解釈し、先に意見をしたが、一般的に言うのであればどちらでも問題ないを考える。市原市景観計画で「谷津田」と記載されているのであれば、答申前文もそれに合わせて谷津田で良いと思う。

(委員)

資料２－３ 答申案前文に、「(以下「〇〇」という。)」という記載が複数箇所ある。この「。」は除いた方が良いと思うがどうか。

(事務局)

千葉県の公用文作成の手引きに従い、この記載としている。

(委員)

市原市内の他事業の事例では、地域特性に光化学スモッグ注意報の発令が多いということが記載されていた。今回の案件は同じ市原市内であるが、光化学スモッグについての記載がない理由は何か。

(事務局)

光化学スモッグについて記載していた事業は、市原市臨海部の工業専用地域で事業を行うものであり、大気汚染が懸念される場所である。今回の案件は臨海部でなく丘陵地帯であり、同じ市原市内ではあるが、地域特性で光化学スモッグについて言及するような場所ではないと判断した。

(委員)

特段修正がないと思うので、原案のと通りの答申としたいが良いか。
過半数を超える委員の賛成があったので、原案ど通りの答申とする。